

社会福祉法人奨禮会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人奨禮会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して職務執行の対価として報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は、支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 常勤理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。
- 4 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 5 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
- 6 理事長の月額報酬額は25万円とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程の通勤手当支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員旅費規程の基準に準じて出張費として支給することができる。
- 4 第2条（2）の役員等については、交通費届によって申し込まれた金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年6月15日から改定施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	日額 (円)
理 事	20,000円

別表第2 (非常勤の理事の報酬)

(1) 理事

	日額 (円)
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	30,000円

(2) 監事

	日額 (円)
理事会等会議への出席	20,000円
監事・監査等への出席	50,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	30,000円

別表第3 (評議員の報酬)

(1) 評議員

	日額 (円)
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	30,000円